

令和5年第8回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年7月5日(水) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時15分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 16名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織 (欠席)	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫 (欠席)	11	高島 辰也	12	沼田 聖 (欠席)
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

4番 山本 香織 10番 佐藤 和夫 12番 沼田 聖

6. 議事録署名者

18番 奥田 一成 19番 児玉 一成

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
主任技師	小林 孝次		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和6年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について

・その他

- (1) 令和5年第3回広島市議会定例会農業関係質疑の要旨について
- (2) 農地利用最適化推進委員の欠員募集について
- (3) 令和5年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業第2次募集について
- (4) 令和5年度第2回地区協議会の日程について
- (5) 令和5年7月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和5年第8回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区安古市地区、武内推進委員、安佐北区白木地区、矢野推進委員です。よろしくお願いいたします。

また、本日は総会終了後、委員親和会の総会と令和6年度市農政に関する意見書の意見書検討班による検討会がありますのでよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、4番、山本委員、10番、佐藤委員、12番、沼田委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。18番、奥田委員、19番、児玉委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、15件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請15件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、3番、5番、9番及び12番は、新規就農のため申請地を取得するものです。12番は、自宅の敷地で種からヒノキの苗木を育苗している譲受人が、新規に農地を取得して経営規模拡大するものです。その他は、トマト・ナス・キュウリ等、面積に応じた野菜を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

2番は生前贈与のため、父から子へ所有権移転をするものです。

4番及び15番は、住宅に隣接する申請地を一緒に購入し、新規就農するものです。4番は、譲受人が賃借している土地家屋とともに申請地を取得し、ナス・キャベツ・ネギ等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。15番は湯来町で農地を探されている譲受人が、土地家屋とともに申請地を取得し、ニンジン等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

6番、8番、11番及び14番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

7番は、戦前賃借により耕作している譲受人が、耕作地を取得するものです。

10番は、譲受人が新規就農するため自宅横の申請地を取得するものですが、申請地には農業用倉庫があり、農業用倉庫の部分については議案8ページの議案番号11番に記載しています、農地法第5条許可で申請のあったものです。

13番は、生前贈与するため夫から妻へ所有権移転をするものですが、申請地には自家用駐車場があり、駐車場については、議案9ページ議案番号12番に記載しています、農地法第5条許可で申請のあったものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われれます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会

の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、2番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る6月20日、山本委員、事務局職員と現地調査を行いました。

1番の案件ですが、管理をしっかりとできるということで問題ございません。

2番は、水稻が作っており、生前贈与されても耕作できるということで問題ありません。

議 長

3番、4番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。3番、4番は、令和5年6月19日に岩重委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

3番の申請地の一部は、野菜等が栽培されており、畦際に梅が1本と雑木が2本立っていましたが、許可後撤去するという事です。また、雑草も生えておりましたが、これも許可後に刈り取るということです。譲渡人は、遠隔地に居住しており、高齢で耕作出来ないため、申請地に近い譲受人が、農地を確保し露地野菜を栽培する案件です。譲受人は、昨年より親と同居しており、耕作の手伝いも行っているようです。問題はないと思います。

4番は、譲渡人が、住家と畑をまとめて財産処分する案件です。譲受人は、現在その住宅に居住しており、住宅の隣の申請地に、肥料倉庫、農機具倉庫、があり、スイカやカボチャの苗が植えてありました。問題はないと思います。

議 長

5番担当の佐藤委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。10番、佐藤です。6月19日に下谷委員、事務局職員2名と現地確認しました。予定では、トマト、キュウリを作付されるということでした。全体を耕起され、一部で耕作を始められていました。鹿よけネットもあり、問題はないと思います。

議 長

6番から8番担当の沼田委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのこ

とで、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。12番、沼田です。6月19日に高島委員、事務局職員2名と現地を確認させていただきました。

6番は、下に真砂土が入っていましたが、近隣の譲受人が梅やブルーベリーを植えられるということで、別に問題はありません。

7番は、田植えが済んでいましたが、元々譲受人が戦前から借りていた農地に譲受人が植えているもので、問題はありません。

8番は、河川改修の仮設道路で一時転用後に畑で返ってきたところで、不在地主の兄から、近隣に住んでいる弟へ渡され、畑をするということですが、鹿よけのネットもしてあり、問題はありません。

議 長

9番、10番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。6月19日に谷口委員、事務局職員で現地調査を行いました。

9番については、古民家と農地を一緒に取得するもので、取得後は、母親が移住し、カフェとして利用することを考えており、農地は野菜を栽培したいとのことで、問題はありません。

10番については、近所の譲受人が家庭菜園として利用したいという希望があり、譲り渡すもので、問題はありません。

議 長

11番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。6月16日に山縣委員、事務局職員と現地調査をいたしました。譲受人の自宅の隣接地でもあり、野菜等を作るために活用したいとのことで、問題はありません。

議 長

12番、13番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。この件については、6月16日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。

12番の申請地は休耕地となっていました。譲受人は、新規就農し、譲渡人

から申請地を購入し、ヒノキの育苗をするものです。周辺農地等に被害は生じないと判断しており、排水等にも問題ないと認められ、許可相当と認めます。

続いて13番の申請地は農地として管理されており、譲受人は、夫から生前贈与のため、所有権移転するものです。周辺農地等に被害はないと思われ、排水も良好であり、問題ないと判断しました。申請は許可相当と認めます。

議 長

14番、15番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。去る6月16日に事務局職員2名と奥田委員にて現地調査を行いました。14番の譲受人は空き家を取得し農業を営みたいと、その空き家に隣接する農地を取得するもので、大変いいことであり、異議ありません。

次に、15番の申請地は、譲受人は、狭小地ではありますが、譲受人の自宅そばであり、梅を栽培したいとのことで、異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、15件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、2件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地を農業用倉庫として利用するものです。令和2年10月に農地法第4条許可を受けた申請地について、転用部分の地目変更及び分筆登記を行う際に境界確定測量を行った結果、転用部分の面積に相違が生じたため、取消願と共に更正後の面積で再度申請を行うものです。なお、議案7ページの議案番号4に記載しています、農地法第5条許可申請も同一地番の地目変更及び分筆登記に係る案件です。

2番は、雑種地への転用事案で、申請地を駐車場として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。2番は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

この案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。6月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。1番は、令和2年10月6日に許可を受けていましたが、地目変更、分筆登記申請に際して、転用部分の面積に相違が生じたため、改めて許可申請をするものです。特に問題はありません。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。2番は、令和5年6月18日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は県道沿いにあり、以前から空き地となっていました。先ほど事務局から説明がありましたように、始末書が添付されており、異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号の審議に入る前に、前回の総会で質問のありました件について、事務局から回答がありますので、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

先月の総会の時に沼田委員からご質問のありました、市街化調整区域内における仮換地の住宅建築についてですが、まず仮換地について説明いたします。

仮換地とは、従前地に代わって仮に使用収益することができる土地として施行者、本件では〇〇土地区画整理組合から指定された土地をいい、一般に将来そのまま換地となる予定の土地として定められます。

これに対し換地とは、ほぼ工事が終わった後に作成する換地計画において定められる土地です。したがって、事業途中では仮換地として扱われるのが一般的です。

次に、農地法においては、宅地造成のみを行う事業を認めておりませんが、例外的に認められる事例が省令により定められており、本件は都市計画法に基づく地区計画が定められている区域内において、当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為として開発許可を受けて、住宅又はこれに付帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるときに該当するため、申請地は土地造成について令和4年1月24日付けで農地法第4条許可を受けた農地です。

当該仮換地は、施行者から権利者に令和5年4月20日付けで引き渡しを、同年4月27日から使用収益開始を受けたものであるため、前回の総会において、転用者が仮換地に住宅を建築する案件として農地法第5条許可を受けたものです。

仮換地を受ければ、市街化区域編入前でも、住宅の建築が可能かといったご質問については、先ほど説明いたしましたとおり、当該仮換地は、都市計画法に基づく地区計画が定められている区域内において、当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為として開発許可を受けた土地であるため、住宅の建築ができるものとなっています。

なお、換地前の状態で住宅を建築する場合は、建築確認に加え土地区画整理法第76条第1項の許可も必要となりますが、換地後の場合は、建築確認のみで足りります。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

質問がないので、この件については終了します。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について19件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の19件について、説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、自身が代表を務める引越業の業務用車両置場として利用しようとするものです。

2番は、雑種地への転用事案で、自動車の修理・中古車販売を営む法人が申請地を譲り受け、自動車仮置場を拡張しようとするものです。

3番は、宅地への転用事案で、先月の総会で審議し許可を受けた、土地区画整理事業施行地区内の仮換地された申請地に建売住宅を建築する目的で取得する案件について、注文住宅用に特定建築条件付売買予定地として取得する事業計画変更承認申請と共に許可申請があったものです。

農地法では、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、原則認めないこととされていますが、平成31年3月29日付け農林水産省農村振興局長通知により、一定の要件を満たす場合には、建築条件付きで土地を売買するケースであっても転用が認められることとなっています。

特定建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取り扱いについては、次の要件を全て満たすことが確実に認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱われます。

(1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約を締結することを約すること。

(2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。

(3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

本件については、(1)及び(2)の要件については、申請書に添付された土地売買契約書案により確認しており、(3)の残余区画における農地転用事業者自ら住宅を建築する要件については、申請書記載の工事計画の終期までに宅地換地が完了し、農地法の規制を受けない土地になるため、考慮すべき要件とはしていま

せん。

4番は、宅地への転用事案で、令和3年3月8日付けで農地法第5条許可を受けた申請地に住宅を建築し、転用部分の地目変更及び分筆登記を行う際に境界確定測量を行った結果、転用部分の面積に相違が生じたため、取消願と共に更正後の面積で再度申請を行うものです。なお、議案6ページの議案番号1に記載しています、農地法第4条許可申請も同一地番の地目変更及び分筆登記に係る案件です。

5番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

6番は、雑種地への転用事案で、日用雑貨品の製造加工、販売等を行う法人が、別途購入した工場までの道路が狭いため、申請地を譲り受け、10tトラックを含む業務車両及び従業員用の駐車場として利用しようとするものです。本件は、令和5年3月29日に申請書の提出を受け、4月18日に現地調査を行いました。既存の橋梁では、10tトラックの搬入において、幅員及び強度に問題が生じることが見込まれたため、橋の補強あるいは付替えについて、安佐北区維持管理課に協議を行うよう指示し、6月15日付けで、橋の補強で同課が施工業者からの工事計画書を受け付けたものです。

7番、8番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。いずれも申請地を譲り受けるもので、7番は譲受人が経営する法人の資材置場として、8番は同じ譲渡人から譲り受けた住宅でカフェを営業し、その来客用駐車場として利用しようとするものです。

9番、10番は、宅地への転用で、屋外広告看板等の製造業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、工場1棟を建築しようとするものです。

11番は、1筆の中に、既設の農業用倉庫が存在する申請地を譲り受けるもので、農業用倉庫の部分については本申請で、農地の部分については議案4ページの議案番号10に記載しています、農地法第3条許可で申請のあったものです。

12番、13番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。いずれも夫から申請地を譲り受けるもので、12番は自家用駐車場として、13番は農業用倉庫として利用するものです。なお、12番の案件についても、先ほどと同様、1筆の中に、自家用駐車場が存在する申請地を譲り受けるもので、自家用駐車場の部分については本申請で、農地の部分については議案5ページの議案番号13に記載しています、農地法第3条許可で申請のあったものです。

14番から16番は雑種地への転用事案で、土木建築業を営む法人が、申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

17番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、譲受人が駐車場に整備し、自身が代表を務める運送業者に使用貸借するものです。

18番、19番は雑種地への転用事案で、残土処分場及び採石業を営む法人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地

であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の現実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、12番、13番の案件は、既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

6番を除く18件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

6番については、本総会で承認されますと、橋の補強に関する工事計画書について、安佐北区維持管理課の承認を受けたことを確認した後に、同日付で農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番担当の山本委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。4番、山本です。6月16日に事務局職員の方と現地を確認いたしました。申請地を取得し、業務用の車両置場に転用する案件です。現地は山際で周辺に農地はなく、転用に問題はないと思います。

議 長

2番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る6月20日、事務局職員2名と現地調査を行いました。中古車等の仮置場ということで、周りに影響することもなく、問題ございません。

議 長

3番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。この件につきましては、先ほど事務局の方から色々説明がありましたように、譲渡人が仮換地をされて、それを譲受人の〇〇株式会社に売却するもので、特定建築条件付となります。問題はないと判断します。

議 長

4番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。6月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。本件は、令和3年8月に許可を受けていましたが、地目変更、分筆登記申請に際し、転用部分の面積に相違が生じたため、改めて許可申請をするもので、既に使用されており、問題はありません。

議 長

5番、6番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。5番、6番は令和5年6月19日に事務局職員と現地調査を行いました。申請地は、きれいに除草され、管理されており、現在休耕田となっています。申請地の東西には太陽光パネルが既に設置され、稼働しているものもありました。今回の設置に伴う周辺への影響は無いものと思われまます。異議はございません。

6番の申請地は、雑草やカヤが生えており、耕作が不可能な状態でした。申請地は、南側が河川、北側が県道となっており、駐車場として利用しても、周辺農地への耕作の影響は無いものと思ひます。県道と申請地の間に、農業用の水路があり、現在コンクリートの橋が2本ありますが、10t車を入れるには、少し狭く、補強工事を行う必要があります。譲渡人は、管理、耕作等困難なことから所有権移転するもので、問題ないと思ひます。

議 長

7番から11番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。7番から11番は令和5年6月15日に谷口委員、事務局職員2名と現地調査を行ったものです。

7番、8番は、譲渡人が高齢で耕作困難となったため、譲受人に譲渡するものです。7番は、譲受人が経営する法人の工作用機械の資材やパレット等の一時置場として使用するものです。問題はありません。8番は、譲受人のお母さんがカフェをするため、古民家を取得し、その店舗用駐車場6台分を設置するというもので、問題はありません。

9番、10番は、譲受人である法人の広島工場が手狭になったため、申請地を取得し、工場を新築するものです。問題はありません。

11番は、農業用倉庫として使用するもので問題はありません。

議 長

12番、13番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。12番、13番については、6月16日に私と事務局職員2名で現地調査しました。

12番の申請地は既に駐車場になっておりました。譲受人が夫から自家用駐車場として所有権移転するものです。既に農地転用されているので、夫から始末書が提出されており、周辺農地等に支障はないと思われるため、許可相当と認めます。

次に13番は、既に農業用倉庫が建築されておりました。既に農地転用されているため、譲渡人から始末書が提出されており、周辺農地等に支障は無いものと思われるため、許可相当と認めます。

議 長

14番から19番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。去る6月19日に14番から19番の現地調査を行いました。14番から16番の譲渡人は高齢で、耕作出来ないということで、譲受人の法人に売却することになりました。周りに農地はなく、問題ないと思います。

17番の譲渡人は相続した農地を約10年休耕状態にしておりましたが、この度譲受人がトラック13台分の駐車場として使うため、売却する案件です。周りが資材置場で農地はなく、問題ないと思います。

18番、19番の申請地は並んでおり、周りがほとんど休耕地で、資材置場とするため譲受人へ売却されることになりました。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、6番を除く18件を許可することに決定いたします。6番については、本総会で承認されますと、橋の補強に関する工事計画書について、安佐北区維持管理課の承認を受けたことを確認した後に、農業委員会の会長名

で許可することとなります。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の11ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

なお、当該相続人からは、先月も6筆の適格者証明申請があり、総会で承認したところですが、相続人が失念していたため、今回さらに1筆の申請があったものです。

また、税務署への申告期限日が本年4月29日となっており、相続人は申告期限日までに所轄の税務署に概算申告を行っており、農業委員会の適格者証明書を事後添付することについて、税務署の了解を得ています。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。1番担当の佐藤委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。10番、佐藤です。6月19日に事務局職員2名と一緒に現地を確認しました。申請のあった農地は適切に管理されており、問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議に入りますが、議案番号の28番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、28番を除く35件を上程します。それでは、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち28番を除く35件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和5年6月15日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の12ページから18ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として28番を除く27件、継続分として利用権設定の終期が本年7月31日までとなっている計画の更新が8件となっております。なお、新規分のうち議案番号7番を始め、番号に網掛けをしている13件は、中間管理事業の貸借契約の関連分です。

新規分について説明をいたします。

1番、2番は、新規に農地を借り受けるものですが、特例基準である「営農計画書を提出」していること及び「市のあっせんを伴わず利用権設定を希望する者」であることを安佐南区農林課に確認済みであり、1a以上の借入地であること、初回の利用権の設定は3年以内とする要件をすべて満たします。

3番から6番は活力生の実地研修のため、広島市農林水産振興センターが1年間借り受けるものです。

7番から9番、13番から17番及び22番から26番は、経営規模拡大のため、地権者から広島県森林整備・農業振興財団が借り受け、利用者に転貸するものです。

10番から12番、20番、21番及び27番は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。10番から12番は水稻の育成期間で、現地には稲が作付けされていますが、これは利用者が行ったもので、今回の利用権設定より収穫物の権利関係に影響は無いと安佐北区農林課から聞き取りしています。

18番、19番は、新規に就農するものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した35件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年7月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案第5号の28番を除く35件の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分については、引き続き営農活動が行われております。新規分の27件について、担当委員のご意見をお伺いします。1番、2番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。1番、2番は同じ借人で、地域に迷惑をかけることはないと思うので、問題ありません。

議 長

3番から6番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。3番から6番について説明します。現地の確認は7月3日に行いました。先ほど事務局から説明がありましたが、この農地は、広島市農林水産振興センターが賃借し、広島活力農業者の令和6年度の実地研修で利用するものです。現地は草刈り等管理がされており、問題はないと思います。

議 長

7番から9番、下谷委員。

下谷委員

9番、下谷です。7番から9番の案件について、6月29日に現地調査をしました。7番と8番は道を挟んで並んでおり、7番にはハウス設備が整っています。9番は青年等就農計画認定者の〇〇さんが、7番、8番の農地中間管理機構を通して貸借契約するもので、問題はないと思います。

議 長

10番から12番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。10番の案件につきましては、令和2年より水稻の耕作を〇〇さんがされており、今回改めて、利用権設定の申請が出されたもので間

題はありません。

11番につきましても、令和元年より耕作をされており、問題はありません。

12番の案件は、今年3月に急遽決まったもので、11番の農地に隣接する農地で、問題はありません。

議 長

13番から19番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。13番から16番は、広島県森林整備・農業振興財団と契約するものです。

17番は、13番から16番までの申請地を〇〇さんが、広島県森林整備・農業振興財団から借り受け、令和5年8月1日から令和15年7月31日まで、10年間野菜栽培をするものです。全ての申請地は野菜の植え付け準備がされており、申請は問題ないと認めます。

次に18番と19番について説明します。18番、19番ともに農地として管理されており、いつでも野菜を栽培できる状態となっておりました。問題はないと思います。

議 長

20番から27番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。20番から23番は6月7日に、25番と27番は6月20日に、それぞれ現地確認しております。

20番は、利用権設定を受ける者は、和牛29頭を飼育しており、飼料作物を栽培するため、基盤整備地を賃借するものです。農業従事日数も年間170日で利用集積計画に沿うものです。

21番は、利用権設定を受ける者は、近隣の多くの稲作を請け負っており、申請地の基盤整備地を賃借し、規模拡大することによって、農業従事日数年間250日で利用集積計画に沿うものです。

22番と23番は、機構への貸付であり、特にありません。

24番は、22、23番の農地を機構から3筆2566㎡を賃借するものです。設定を受ける者は、2年前に就農し規模拡大をするため、本件の基盤整備地を賃借することから、利用集積計画に沿うものです。

25番は、機構への貸付けです。

26番は、25番の農地を機構から賃借するものです。設定を受ける者は、3年前に活力生として就農し、ビニールハウスに隣接する農地を求め、効率的経営を目指すものであり、集積計画に沿うものであり異論なしです。

27番は、設定を受ける者は、年間160日従事し、露地野菜を生産するために、丈夫な電気柵も設置済みで管理状態も良く、基盤整備地を賃借することから利用集積計画に沿うものです。

議 長

それでは、その他、ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第5号の議案番号28番を除く35件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号28番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の28番について説明いたします。議案の16ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、経営規模拡大するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和5年7月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案番号28番の説明を終わります。

議 長

議案番号28番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。28番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。去る6月20日、現地確認しました。5筆ありますが、

1枚の畑で休耕になっており、今は手をかけて肥料を入れ、野菜作りをすることです。経営規模拡大で、別に問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第5号の28番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第5号の議案番号28番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について2件を上程します。事務局に説明をお願いしますが、議案番号の2番は〇〇委員に関する案件です。議案第5号と同様に、農業委員会等に関する法律第31条の規定がありますので、2番を除く1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和5年6月14日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農

用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の19ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで。申請の詳細については20ページから32ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、ハウスでホウレンソウ、コマツナなどの葉物野菜とトマトを生産しています。今後は、引き続き、優良品種の選定と栽培管理の徹底により、高品質化を図ります。トマトについては、高温に強い品種の選定により、また葉物野菜については、計画的な作付けを徹底し、ほ場の回転率を上げるなど単収の増加を図ることにより、一人当たりの年間労働時間2,000時間、年間所得502万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号の議案番号1番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区安古市・佐東地区を担当しております農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願ひいたします。

1番の申請者についてです。7月1日に〇〇農園を訪問し、お話を伺いました。申請者は平成元年に就農され、今年で35年目になられます。経営形態は、施設野菜、葉物野菜を周年、トマトを春夏、ネギを秋冬と栽培されております。出荷先は、ほとんど〇〇の方へ出荷されています。近況、あるいは現在抱えている課題ですが、年々体力的に厳しくなっているところだが、妻や次男の奥さんの応援により作業を回していきたいと語っておられました。今年3月末をもって、消防団の要職を務めあげられ、退任されたところで、今後、より営農に力を入れていきたいということでした。農地面積は現状維持ですが、作付け回転数を増やして作付け延べ面積を拡大していきたいと意向を語っておられました。また、濃縮化されたペレット堆肥を使って省力化にも取り組んでいきたいということでした。

申請者は、地元の農家のまとめ役と言って良い方であり、この農業経営改善計画の更新については問題ありません。

議 長

私からの意見は、武内推進委員が言ったとおりであり、特にございませぬ。

一つ確認ですが、24ページの数字が違っているのではありませんか。現状の合計のゼロが二つ多い。

事務局（小林主任技師）

24ページ、上の現状の合計が〇〇円で、小数点以下が「.00」とありま

すが、要りません。小数点以下を消していただきたい。失礼いたしました。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。
続いて、議案番号2番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の議案番号2番について説明します。

2番の申請者は、現在、水稻を主体に、ハウスでは切花、トウモロコシを生産するとともに、水稻の作業受託を行っています。今後は、引き続き水稻を主体に、収益性の高い稲刈りなどの作業受託の面積を増やします。切花及びトウモロコシの作付けを休止し、小豆の栽培面積の拡大を図ることにより、一人当たりの年間労働時間2,000時間、年間所得509万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。2番、矢野推進委員。

矢野推進委員

安佐北区志屋地区を担当しております農地利用最適化推進委員の矢野と申します。本日はよろしく申し上げます。

2番の申請者についてです。6月25日に己斐農業委員とともに〇〇農園を訪問し、お話を伺いました。申請者の就農時期は平成13年4月からで現在の

状況を報告させていただきます。経営形態としては主に稲作を、3年前から小豆も作付けされています。主な出荷先としては、安佐北区、安佐南区など含め、100件近くの方とJAさんに出荷されておられます。現地調査では、稲作は順調に作付けされ、小豆は来月の播種に向けて準備されていました。現在問題視されているのは、有害鳥獣対策と言われていています。稲作だけではと思い、露地で野菜の作付けをしていきたいと思っておられますが、有害鳥獣対策に経費がかさみ、思うように作付けの計画を立てることが難しいと言われております。今後の規模拡大については、小豆についてももう少し拡大していければと考えていらっしゃいましたが、人手や新しい耕作場所など、考えながらの拡大になると思われまます。現在取り組みとしてやられていることに、地域主体の農地利活用支援事業があります。これは、支援してもらえるよう、プランを立て、今後面接を受けられるそうです。これは広島市で取り組まれているもので、申請者も地域の方々と、農地をどのように活用し、利用していけばいいかということは、白木地区や住んでいらっしゃる志屋地区の課題であると考えていらっしゃいます。稲作だけでは長く手がかかり、思うような利益は出ないので、露地での耕作を増やして、手が少なくても効率よく作付できれば、農地利活用になるのではとこれからの農業について考えていらっしゃいました。地元としても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っております。この農業経営改善計画の更新について問題はありませぬ。

議 長

己斐委員からも意見があればお願いします。

己斐委員

広島県の小豆ということで、3地区で取り組んでいます。白木や豊平などで。米の転換ということで、小豆栽培に、JAを含め、農業委員として取り組んでいるところです。特に申請者の場合、白木で小豆に取り掛かると聞いております。頑張っていたきたいと思っています。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第6号の議案番号2番について意見なしと市長に回答することに決定しましたことをご報告します。

続きまして、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、933件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、農地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の33ページをご覧ください。今回、1番から13番で上程している933筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。4月17日、19日、24日、3日間にわたって、花谷推進委員と現地調査し、その結果、山林、原野であったことを報告します。

議 長

2番から13番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。2番、3番の〇〇地区、これについては、2月17日、22日、28日、5月1日、2日に大門推進委員と現地を調査しました。いず

れも、山林、原野ということです。4番から7番の〇〇地区については、4月27日、28日、5月6日に植野推進委員と現地調査を行いました。いずれも、山林、原野でありました。8、9番の〇〇地区、10番から13番の矢野地区は、4月20日から23日、5月12日に高山推進委員と現地調査を行いました。その結果、いずれも山林、原野であったことをご報告いたします。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第7号の933件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、99件を一括して報告します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、70ページから74ページの26件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、75ページから83ページの47件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、84ページの6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、85ページから86ページの16件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回の専決処理、87ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和6年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について、事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

令和6年度広島市農政に関する意見書について説明します。別紙でお配りしている資料をご覧ください。

まず、1として、昨年度提出した意見書項目と市の対応状況について、意見書に対する市長コメントをまとめたものです。

次に、裏面の2、今年度の意見書の考え方案をご覧ください。これまで皆様からいただいた貴重なご意見の中で、現在検討段階あるいは既に進行中のものなどについては、今回挙げていませんのでご了承ください。その結果、骨格案について事務局で2項目として整理しました。これは確定したものではありませんので、本日その他追加でご意見などありましたらお願いします。

まず、一つ目に新しい農業技術の普及についてを挙げています。最新の植物生理に基づく化学肥料や化学農薬に頼らない栽培技術、あるいは効率的な作業を行う農業機械などは顕著な発展を見せており、多収量、省力化、生産性の向上や高品質化につながり、広島市の農業振興に寄与するのではないかと期待されます。

二つ目に、有害鳥獣対策についてを挙げています。広島市では、防除、環境整備、駆除の3つの手法で有害鳥獣対策に取り組んでおります。今年度は、有害鳥獣駆除業務委託予算の大幅な増額や、有害鳥獣対策専任課長の配置など積極的な対応をされており、今後の成果を期待しているところです。しかしながら、農地の利活用を進めるためには、有害鳥獣対策は大きな課題であることから、引き続き検討しようとするものです。

以上2項目を骨格案として挙げています。なお、委員の方の意見をより反映していけるよう、昨年と同様、意見書検討班として、会長、会長職務代理者、各地区協議会会長等の委員の方に本日総会終了後、残っていただき、意見書について話し合いの場を設けたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で令和6年度市農政に関する意見書についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

事務局から、説明がありましたとおり、本日総会終了後に開催する意見書検討班において詳細に検討していただくことにしていますので、関係委員の方はよろしくをお願いします。

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

事務局（小路次長）

配付資料1ページ、資料1をご覧ください。6月19日から30日まで開催されました令和5年第3回広島市議会定例会の農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。本会議での一般質問はなく、6月29日の常任委員会で質疑がありました。

安佐南区の確氷委員から、物価高騰に伴う農業者への支援について。これは、先ほど総会前に、農政課から説明があった事業についてのものですが、これについて質問があり、農政課長が答弁をしております。

まず、「昨年度に引き続き支援を行うのはなぜか。」という質問がありまして、「肥料や飼料等の農業生産資材は、昨年度に引き続き高騰しており、農業者自らが農業生産資材の高騰分を販売価格に転嫁することが難しく、農業者への支援が必要であると考えていること。また、広島市農業振興協議会から、今年度も引き続き本市の支援をお願いしたい旨の要望もあったことから、昨年度に引き続き、事業を実施する。」との答弁がありました。

次に「今年度の内容は、昨年度に市が行った農業者に対する支援の内容と違いがあるか。」について、「加温用燃料のLPガスが、国の燃料価格高騰対策の事業の対象となったため、今年度は対象経費から外した。」との答弁がありました。

「昨年度の実績はどうだったのか。」に対しては、「農業者589者に対し、約1億2千万円を支給した。」

「今年度の対象者数と応援金支給額はどれくらいを見込んでいるのか。」につきましては、「農業者589者、応援金支給額は、約2億400万円を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に「昨年度の実績について、予算額約2億5千万円に対して応援金支給額が少なかった原因は何か。」については、「申請者数が見込みより少なかったこと。重複のあった国・県の事業を精査し、応援金支給額から減額したことなどが考えられる。」との答弁がありました。

「対象者数が昨年度実績と同じであるのに、昨年度実績よりも予算計上額が

多くなっているのはなぜか。」に対しまして、「飼料代の高騰率が昨年度の30%から60%に上昇するとともに、出荷資材代の高騰率が昨年度の10%から20%に上昇したことなどにより、応援金支給額の計上が多くなったため。」との答弁がありました。

次に「今後も本事業は継続して行うのか。」に対しましては、「現時点では継続の予定はないが、広島市農業振興協議会や農業協同組合等への聞き取りも行いながら、農業者の経営状況や農業生産資材の価格高騰状況の把握に努める等、適宜適切な対応を検討したい。」との答弁がありました。

最後に「農業者への応援金支給のスケジュールはどうなっているのか。また、どのように周知を図るのか。」との質問について、「スケジュールについては、申請期間は、7月から9月頃を予定し、応援金支給時期は、1回目は8月から10月頃、2回目は2月頃を予定している。周知については、広島市農業振興協議会から周知を図るとともに、本市ホームページへの掲載や農業生産区長を通じた農業者への事業チラシの配布等を行い、広く周知に努める。」と答弁がありました。

次に、安佐北区の西田委員から、農林業施設災害復旧についての質問があり、農林整備課長が答弁をしました。「安佐北区白木町の三篠川にある頭首工は、今年の4月に完成し、5月の雨で壊れて、どのような工程で復旧工事を進めるのか。」という質問がありまして、これに対し「現在、現場の測量設計を行っており、7月に国の災害査定を受ける予定で、その後、工事発注は、農繁期を過ぎた秋以降に行い、年度内の完成を目標にしている。」との答弁がありました。報告は以上です。

事務局（平木主幹）

農地利用最適化推進委員の欠員募集についてご説明を致します。配付資料の3ページ、資料2と募集案内をご覧ください。

募集案内については、まだ募集期間前ですので、取扱注意でお願いします。

農地利用最適化推進委員の選任事務の流れということで表を作っております。去る5月26日に安佐北区白木町の〇〇推進委員から体調不良を理由に辞任願が提出され、6月5日開催の総会において辞任の同意の承認が得られ、退職となりました。

広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱におきまして、欠員が生じた場合は推進委員の補充に努めるものとする定められており、奥推進委員の担当地区の業務が滞らないよう速やかに欠員を補充するというものでございます。

推進委員の募集から選任までの流れでございますが、まず7月14日、金曜日から募集を開始致します。募集の方法については、広島市のホームページや委員会だより、募集案内などにより募集を行います。募集期間は7月14日からですので、その前日までにはホームページへの掲載や、安佐北区役所や白木出張所へ募集案内の設置を行いたいと思います。

また、市の広報誌、市民と市政の8月1日号で推進委員の募集記事を掲載することにしております。募集期限は8月14日、月曜日までで、募集期間は32日間となり

ます。募集期間が終了しましたら、書面審査や面接等の選考委員会を経まして候補者を決定いたします。

予定では、9月5日開催の総会で推進委員の選任同意をいただくという流れで事務を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（小林主任技師）

続きまして、資料4ページ、資料3をご覧ください。令和5年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業第2次募集についてです。こちらは、中山間地域での農家ビジネスにつながる活動を支援する事業です。募集期間は来週7月18日火曜日までとなっております。6ページに今までの活動の事例等が書いてありますので参考にしてください。申請される場合は、7ページに申請受付・問合せ先が書いてありますので、区役所農林課に電話連絡、ご相談していただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（山崎主事）

続きまして、8ページ資料4をご覧ください。令和5年度第2回地区協議会開催日程についてです。明日7月6日木曜日から25日火曜日までの間に現地調査を予定しております。各地区の開催日時、集合場所、調査内容につきましては、表のとおりとなっておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、9ページ資料5をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は7月14日金曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、14日の夕方に電話で調整させていただきます。

現地調査日程は、18日火曜日の午前は旧市、午後は安芸区、19日水曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日木曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和5年第7回総会を終了します。次回の総会は、令和5年8月7日月曜日午後1時30分から、東区役所5階研修室で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

大変お疲れ様でございました。これで総会は終わるのですが、この後、委員

親和会の総会があり、その後も、市長への意見書の意見書検討班による検討会があります。長時間になると思いますがよろしく願いいたします。
それではこれで総会は終わります。大変お疲れ様でございました。